

<別紙>

(仮称)エア・ウォーター小名浜バイオマス発電事業環境影響評価書に対する福島県環境影響評価条例（平成10年12月22日福島県条例64号）第22条の2第1項の意見

- 1 今後、環境への影響をさらに回避又は低減する新たな技術又は知見の確立が明らかになったときは、それらを積極的に採用する等、一層の環境負荷の回避及び低減に努めること。
- 2 排水処理装置及び排出ガス処理装置の適正な維持管理等の環境保全措置については、事後調査を含め環境影響評価書の記載事項を確実に実施すること。
- 3 予測し難い新たな事情のため環境に甚大な影響を及ぼすおそれが明らかになったときは、その事情に係る環境影響の予測及び評価を加えること。